



高教第 140 - 51 号
令和 5 年 2 月 15 日

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局
高校教育課長 天野 正明
特別支援教育課長 町田 英之

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局から通知がありました。ついでには、別添写しの内容を踏まえるとともに、改めて自校の取組等を見直し、下記の事項に十分留意の上、より一層適切な対応に努めるようお願いします。

記

1 いじめ問題への対応における警察との連携の徹底

- ・学校と警察は、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、学校と所轄の警察署との間で連絡窓口となる職員を確認するなど、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。
- ・重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項^{*1}に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・近年、インターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- ・児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、被害児童生徒及びその保護者の心情に寄り添って対応する。なお、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、添付資料 1 に示す「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」も参考にする。

2 被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実

- ・いじめを認知した際には、何よりも被害児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、スクールカウンセラー（SC）や医療機関等とも連携しつつ、ケース会議を速やかに開催して適切なアセスメントを行い、二次的な問題の発生（被害の拡大、いじめの再発、不登校、自殺等）を防ぎ、傷付いた心のケアを行う。
- ・加害児童生徒に対しては、加害行為の背景や当該児童生徒が抱える課題について、SC等と連携して適切なアセスメントを行いつつ、成長支援の観点から毅然とした指導を行う。

3 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- ・入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口を周知するとともに、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義や保護者の責務等についても周知を行う。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合、被害児童生徒の保護者に対しては、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、被害児童生徒を徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、今後の学校の対応について合意形成を図る。その際、記録を詳細に残し、担任等のみで対応するのではなく、組織的な対応を徹底する。
- ・加害児童生徒の保護者に対しては、迅速に保護者に連絡し、いじめの事実を正確に説明するとともに、学校と保護者が協働して指導支援を行うことができるよう協力を依頼する。

4 いじめ防止対策推進法等に基づく適切な重大事態対応

- ・校内研修等により、いじめ防止対策推進法第28条^{*2}に示された重大事態の規定について再確認し、全教職員で共通理解を図るとともに、いじめを認知した際には早期の段階で家庭訪問を行うなど、被害児童生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら適切に対応し、重大事態の未然防止に努める。
- ・いじめの重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、一号事案については、その可能性がある事案を含め発生後直ちに、二号事案については、該当児童生徒の欠席が30日に達する以前の可能な限り早い段階（いじめによる欠席が一定の期間（目安として14日間程度）継続又は断続した段階）で、高校教育課又は特別支援教育課へ報告する（市立及び学校組合立の学校は、設置者である教育委員会へ報告する。）。
- ・いじめの重大事態の調査の実施に当たっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省策定）」を踏まえ、いじめを受けた児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たる。

※1 いじめ防止対策推進法第23条6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

※2 いじめ防止対策推進法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

担当

高校教育課生徒指導係 飯出

☎ 027-226-4642(ダイヤルイン)

E-mail: iide-tokuo@pref.gunma.lg.jp

特別支援教育課企画係 松村

☎ 027-897-2931

E-mail: m-hideto@pref.gunma.lg.jp